

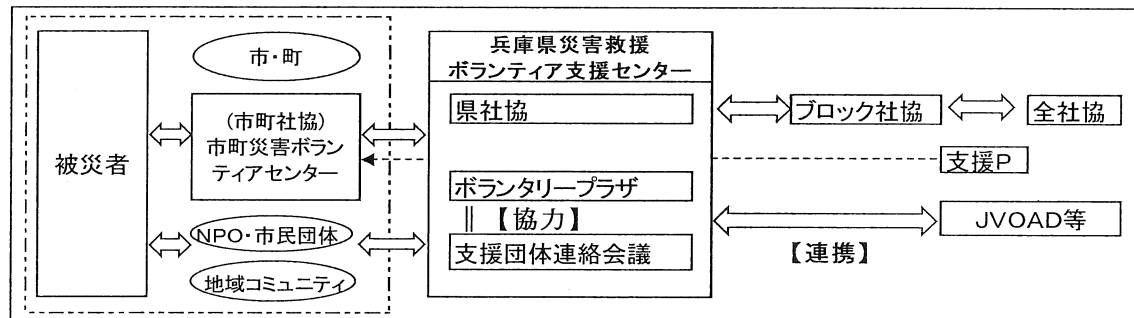
県災害救援ボランティア支援センターの充実

災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の機能強化（案）

【県地域防災計画（抜粋）】

- 1 県は、ひょうごボランティアプラザにボランティアの支援窓口を設置する。
⇨県社協の災害救援本部組織として「県災害救援ボランティア支援センター」を設置
- 2 県は、社協、日赤、県内外の NPO・NGO 等ボランティア団体等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開すうよう努める。
⇨「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置
- 3 ひょうごボランティアプラザは、災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議と協力し、県内外の NPO・NGO 等ボランティア団体と連携して① 市町災害ボランティアセンターの支援、② 災害ボランティアに関する広報、スーパーバイザー等の派遣、ボランティアバスの運行等の支援を行う。

【多様な主体が連携した被災地支援】



県内の災害発生時に災害ボランティアが最大限の力を発揮できるよう、県地域防災計画に基づく災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議（略称、支援団体連絡会議）の機能を強化し、県災害救援ボランティア支援センターの運営に参画する。

1 支援団体連絡会議の機能強化

(1) 構成員の拡充

災害救援や復興・まちづくり支援専門組織、地域に密接した中間支援 NPO 等の参画

(2) 役割の充実

参画団体の多様な特性・資源・能力を活かして、(ア)平時からの相互ネットワークの強化、(イ)現行の情報共有・調整機能に加えて、新たに次の役割を担い、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。

〈大規模災害時〉

① 県災害救援ボランティア支援センターの協働運営

災害ボランティアに関する知見・経験を活かして、多様な主体によるプラットフォーム型県支援センターを協働運営する。（統括補助、情報収集スタッフ要員など）

② 全国・県外ネットワークを活かした情報の収集及び発信

全国・県外の支援情報を支援団体連絡会議において共有し、支援に活用する。

③ 市町災害ボランティアセンターの支援

県支援センターのスーパーバイザーとして、市町災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営等の支援を行う。（県版支援 P）

④ 中間支援NPOによる地域被災情報の収集及び発信

中間支援NPOのネットワークを活かし、市民活動の視点（市町・市町社協と異なる視点）の地域被災情報を収集し発信する。

⑤ 情報共有会議の開催

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等県内外の多様な災害ボランティア支援者による情報共有会議「はばタン会議（仮称）」を主催する。

〈平時〉

① 支援団体連絡会議運用訓練の実施

2 支援団体連絡会議企画部会の役割

支援団体各分野で構成する企画部会において、次に掲げる事項を協議する。

① 県支援センターの協働運営のあり方

② 支援団体連絡会議の機能の充実